

# 村山市国民保護計画

## 資 料 編



## 目 次

1	村山市国民保護協議会条例	1
2	村山市国民保護協議会委員等名簿	2
3	村山市国民保護対策本部及び村山市緊急対処事態対策本部条例	3
4	防災関係機関一覧	5
5	災害関係協定等締結一覧	10
6	警報の通知先一覧	12
7	安否情報関係様式	14
8	村山市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部運営規程	19
9	避難実施要領	23
10	公用令書	57
11	被災情報の報告様式	61
12	火災・災害等即報要領	63
13	村山市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	87
14	村山市消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	99
15	赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン	111



# 1 村山市国民保護協議会条例

(平成 18 年 3 月 23 日条例第 4 号)

改正 平成 19 年 3 月 23 日条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、村山市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、40 人以内とする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

一部改正 平成 19 年 4 号

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(村山市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正)

2 村山市特別職に属する者の給与等に関する条例(昭和 32 年村山市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 19 年 3 月 23 日条例第 4 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 村山市国民保護協議会委員等名簿

No.	役職	所属・職名	備考
1	会長	村山市長	
2	委員	山形森林管理署長	1号委員
3	〃	山形河川国道事務所長	〃
4	〃	陸上自衛隊地第20普通科連隊長	2号委員
5	〃	山形県村山総合支庁 北村山地域振興局長	3号委員
6	〃	〃 保健福祉環境部長	〃
7	〃	〃 建設部長	〃
8	〃	山形県村山警察署長	〃
9	〃	村山市副市長	4号委員
10	〃	村山市教育委員会教育長	5号委員
11	〃	〃 消防長	〃
12	〃	村山市総務課長	6号委員
13	〃	〃 政策推進課長	〃
14	〃	〃 財政課長	〃
15	〃	〃 市民環境課長	〃
16	〃	〃 税務課長	〃
17	〃	〃 保健課長	〃
18	〃	〃 農林課長	〃
19	〃	〃 建設課長	〃
20	〃	〃 福祉課長	〃
21	〃	〃 子育て支援課長	〃
22	〃	〃 水道課長	〃
23	〃	東日本電信電話株式会社山形支店 災害対策室長	7号委員
24	〃	東北電力ネットワーク株式会社天童電力センター所長	〃
25	〃	東日本旅客鉄道株式会社新庄駅長	〃
26	〃	村山市医師会会長	〃
27	〃	村山市消防団長	8号委員
28	〃	村山市地区代表連絡協議会会長	〃
29	〃	みちのく村山農業協同組合代表理事組合長	〃
30	〃	村山市商工会会長	〃
31	〃	村山市建設業協会会長	〃
32	〃	北村山公立病院事務長	〃
33	〃	村山市連合婦人会会長	〃
34	〃	村山市保健委員会会長	〃
35	〃	村山市社会福祉協議会事務局長	〃

### 3 村山市国民保護対策本部及び村山市緊急対処事態対策本部条例

(平成 18 年 3 月 23 日条例第 5 号)

改正 平成 19 年 3 月 23 日条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。) 第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、村山市国民保護対策本部及び村山市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(班)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 班に班長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員、その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(庶務)

第 6 条 国民保護対策本部の庶務は、総務課において処理する。

一部改正 平成 19 年 4 号

(委任)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

[第2条]

(準用)

第8条 第2条から前条までの規定は、村山市緊急対処事態対策本部について準用する。

[第2条]

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。



#### 4 防災関係機関一覧

##### (1) 県

※注 6:地上回線 7:衛星回線

担当部署	所在地	一般回線		県防災行政無線 ※注	
		電話	FAX	電話	FAX
山形県防災くらし安心部 防災危機管理課	山形市松波 2-8-1	023-630- 2230/31	023-633- 4711	6(7)-800- 1202/1203	6(7)-800- 1500
// 災害対策室	※災害発生時のみ			6(7)-800- 1600~1610	6(7)-800- 1510
// 災害対策本部	※本部設置時のみ	023-630- 3142~3144	023-630- 3140/3141	6(7)-800- 1101~1106	6(7)-800- 1520/1521
村山総合支庁 総務企画部 総務課防災安全室	山形市鉄砲町 2-19-68	023-621- 8234	023-624- 3056	6(7)-810- 120	6(7)-810- 150
// 災害対策支部	※本部設置時のみ	023-621- 8371~8373		6(7)-810- 110/111	6(7)-810- 152/153
// 北村山地域振興局 総務課	村山市楯岡笛田 4-5-1	0237-47- 8612	0237-55- 5236	6(7)-830- 121	6(7)-830- 150
// 北村山地域振興局 道路計画課	//	0237-47- 8666	0237-55- 4010	6(7)-830- 132	6(7)-830- 150
// 北村山地域振興局 河川砂防課	//	0237-47- 8678	0237-55- 4011	6(7)-830- 133	6(7)-830- 150
村山保健所	山形市十日町 1-6-6	023-627- -1100	023-622- -0191	6(7)-800- 8000	6(7)-800- 8001
山形県村山警察署	村山市中央 1-2-5	0237-52- 0110	0237-52- 6448		

##### (2) 市町村

※注 6:地上回線 7:衛星回線

市町村名	担当部署	所在地	一般回線		県防災行政無線 ※注	
			電話	FAX	電話	FAX
山形市	防災対策課 防災対策係 地域防災係避難者支援係	山形市旅籠町 2-3-25	023-641- 1212	023-624- 8847	6(7)-700- 101	6(7)-700- 150
米沢市	防災危機管理課 地域防災担当	米沢市金池 5-2-25	0238-22- 5111	0238-22- 0498	6(7)-722- 901	6(7)-722- 950
鶴岡市 (本所)	防災安全課	鶴岡市馬場町 9-25	0235-25- 2111	0235-23- 7665	6(7)-730- 801	6(7)-730- 850
酒田市 (本所)	危機管理課 危機管理係 地域防災係	酒田市本町 2-2-45	0234-26- 5701	0234-22- 5464	6(7)-731- 991	6(7)-731- 995
新庄市	環境課 地域防災室	新庄市沖の町 10-37	0233-22- 2111	0233-22- 0989	6(7)-714- 901	6(7)-714- 950
寒河江市	防災危機管理課 防災危機管理係	寒河江市中央 1-9-45	0237-86- 3226	0237-86- 7220	6(7)-705- 904	6(7)-705- 950

市町村名	担 当 部 署	所 在 地	一般回線		県防災行政無線 ※注	
			電話	FAX	電話	FAX
上山市	庶務課 危機管理室	上山市河崎 1-1-10	023-672- 1111	023-672- 1112	6(7)-701- 901	6(7)-701- 950
村山市	総務課 危機管理係	村山市中央 1-3-6	0237-55- 2111	0237-55- 6443	6(7)-710- 901	6(7)-710- 950
長井市	総務課 危機管理室	長井市栄町 1-1	0238-84- 2111	0238-83- 1070	6(7)-726- 901/902	6(7)-726- 950
天童市	危機管理室	天童市老野森 1-1-1	023-616- 3177	023-653- 0714	6(7)-702- 452	6(7)-702- 150
東根市	危機管理室	東根市中央 1-1-1	0237-42- 1111	0237-43- 2413	6(7)-711- 901	6(7)-711- 950
尾花沢市	総務課 防災危機管理室 防災危機管理係	尾花沢市若葉町 1-2-3	0237-22- 1113	0237-22- 1239	6(7)-712- 901	6(7)-712- 950
南陽市	総合防災課 消防防災係	南陽市三間通 436-1	0238-40- 0267	0238-40- 3422	6(7)-723- 101	6(7)-723- 150
山辺町	防災対策課 危機管理係 防災減災推進係	山辺町緑ヶ丘 5	023-667- 1119	023-667- 1112	6(7)-703- 104	6(7)-703- 150
中山町	総務広報課 危機管理グループ	中山町大字 長崎 120	023-662- 4899	023-662- 5176	6(7)-704- 103	6(7)-704- 150
河北町	総務課防災・危機管理室 防災・危機管理係	河北町谷地成 81	0237-85- 0727	0237-72- 7333	6(7)-706- 401	6(7)-706- 450
西川町	総務課 危機管理係	西川町大字 海味 510	0237-74- 4404	0237-74- 2601	6(7)-707- 901	6(7)-707- 950
朝日町	総務課 危機管理係	朝日町大字 宮宿 1115	0237-67- 2111	0237-67- 2117	6(7)-708- 104	6(7)-708- 150
大江町	総務課 危機管理係	大江町大字 左沢 882-1	0237-62- 2187	0237-62- 4736	6(7)-709- 901	6(7)-709- 950
大石田町	総務課 総務グループ	大石田町緑町 1	0237-35- 2111	0237-35- 2118	6(7)-713- 903	6(7)-713- 950
金山町	町民税務課 くらし安全係	金山町大字 金山 324-1	0233-52- 2111	0233-52- 2004	6(7)-715- 101	6(7)-715- 150
最上町	総務課 危機管理室 危機管理係	最上町大字 向町 644	0233-43- 2111	0233-43- 2345	6(7)-716- 503	6(7)-716- 550
舟形町	住民税務課 危機管理室	舟形町舟形 263	0233-32- 0155	0233-32- 2117	6(7)-717- 101	6(7)-717- 150
真室川町	総務課危機管理室 危機管理係	真室川町大字 新町 124-4	0233-62- 2111	0233-62- 2731	6(7)-718- 213	6(7)-718- 150
大蔵村	総務課危機管理室 危機対策係	大蔵村大字 清水 2528	0233-75- 2170	0233-75- 2231	6(7)-719- 503	6(7)-719- 550

市町村名	担 当 部 署	所 在 地	一般回線		県防災行政無線 ※注	
			電話	FAX	電話	FAX
鮭川村	危機管理室 危機管理係	鮭川村大字 佐渡 2003-7	0233-55- 2111	0233-55- 3354	6(7)-720- 901	6(7)-720- 950
戸沢村	総務課 危機管理室 防災保護係	戸沢村大字 古口 270	0233-32- 0125	0233-72- 2116	6(7)-721- 101	6(7)-721- 150
高畠町	総務課 危機管理室	高畠町大字 高畠 436	0238-52- 3744	0238-52- 1543	6(7)-724- 101	6(7)-724- 150
川西町	安全安心課 危機管理グループ	川西町大字 上小松 977-1	0238-42- 6612	0238-42- 2724	6(7)-725- 901	6(7)-725- 950
小国町	総務課 危機管理担当	小国町大字 小国小坂町 2-70	0238-62- 2112	0238-62- 5464	6(7)-727- 902	6(7)-727- 950
白鷹町	総務課 防災管財係	白鷹町大字 荒砥甲 833	0238-85- 6122	0238-85- 2128	6(7)-728- 101	6(7)-728- 150
飯豊町	総務課 防災管財室	飯豊町大字 椿 2888	0238-87- 0695	0238-72- 3827	6(7)-729- 501	6(7)-729- 550
三川町	総務課 危機管理係	三川町大字 横山字西田 85	0235-35- 7010	0235-66- 3138	6(7)-737- 101	6(7)-737- 150
庄内町	環境防災課 危機管理係	庄内町余目字 町 132-1	0234-43- 0242	0234-42- 0893	6(7)-732- 901	6(7)-732- 950
遊佐町	総務課 危機管理係	遊佐町遊佐字 舞鶴 202	0234-72- 5895	0234-72- 3313	6(7)-740- 101	6(7)-740- 150

(3) 消防本部

※注 6:地上回線 7:衛星回線

消防本部名	所 在 地	一般回線		県防災行政無線 ※注	
		電話	FAX	電話	FAX
山形市	山形市緑町 4-15-7	023-634- 1198	023-624- 6687	6(7)-744- 901	6(7)-744- 950
上山市	上山市石崎 1-7-46	023-672- 1190	023-673- 3250	6(7)-745- 401	6(7)-745- 450
天童市	天童市桜町 2-1	023-654- 1191	023-653- 2806	6(7)-746- 101	6(7)-746- 150
西村山広域行政事務組合	寒河江市大字西根字石川 300-1	0237-86- 2504	0237-86- 3406	6(7)-747- 101	6(7)-747- 150
村山市	村山市中央 1-3-13	0237-55- 2514	0237-53- 3119	6(7)-748- 901	6(7)-748- 950
東根市	東根市大字東根甲 7057-25	0237-42- 0134	0237-43- 7138	6(7)-749- 901	6(7)-749- 950
尾花沢市	尾花沢市新町 4-5-1	0237-22- 1131	0237-22- 1132	6(7)-750- 101	6(7)-750- 150

最上広域市町村圏事務組合	新庄市金沢字中村 1279-1	0233-22-7521	0233-22-7523	6(7)-751-901	6(7)-751-950
置賜広域行政事務組合 (米沢・南陽・高島・川西)	米沢市金池 5-2-41	0238-23-3107	0238-26-2036	6(7)-752-401	6(7)-752-450
西置賜行政組合	長井市平山 4460	0238-88-1211	0238-88-1849	6(7)-756-501	6(7)-756-550
鶴岡市	鶴岡市美咲町 36-1	0235-22-8321	0235-22-0119	6(7)-757-442	6(7)-757-950
酒田地区広域行政組合	酒田市飛鳥字契約場 30	0234-61-7116	0234-52-3491	6(7)-758-101	6(7)-758-150

※防災行政無線番号は各消防本部の通信室（通信司令室）に設置された無線専用電話の番号

(4) 指定地方行政機関

※注 6:地上回線 7:衛星回線

機 関 名	所 在 地	一般回線		県防災行政無線 ※注	
		電話	FAX	電話	FAX
国土交通省 山形河川国道事務所	山形市成沢西 4-3-55	023-688-8421	023-688-8393		
国土交通省 東京航空局山形空港出張所	東根市大字羽入柏原新林 3008	0237-48-1118	0237-48-1632		
国土交通省 東北運輸局山形運輸支局	山形市大字漆山字行段 1422 の 1	023-686-4711	023-686-5012		
国土交通省気象庁 山形地方气象台	山形市緑町 1-5-77	023-622-0632 (防災)	023-625-3198	6(7)-800-8220	6(7)-800-8221
仙台管区气象台 仙台航空測候所 航空気象観測所	東根市大字羽入柏原新林 3008	0237-48-1115	0237-48-1632		
農林水産省東北森林管理局 山形森林管理署	寒河江市元町 1-17-2	0237-86-3161	0237-86-3163		
厚生労働省 村山労働基準監督署	村山市楯岡楯 2-28 村山合同庁舎 2 階	0237-55-2815	0237-55-2827		
財務省東北財務局 山形財務事務所	山形市緑町 2-15-3	023-641-5177	023-632-5763		

(5) 自衛隊

※注 6:地上回線 7:衛星回線

機 関 名	所 在 地	一般回線		県防災行政無線 ※注	
		電話	FAX	電話	FAX
陸上自衛隊 第 6 師団司令部	東根市神町南 3-1-1	0237-48-1151 (内)5078	0237-48-1151 (内)5754	6(7)-800-8210	6(7)-800-8211

## (6) 指定公共機関

※注 6:地上回線 7:衛星回線

機 関 名	所 在 地	一般回線		県防災行政無線 ※注	
		電話	FAX	電話	FAX
東日本電信電話(株) 山形支店	山形市本町 1-7-54	023-621- 9641	023-631- 1134	6(7)-800- 8270	6(7)-800- 8271
東北電力ネットワーク(株) 天童電力センター	天童市天童中 1-4-1	023-651- 3929	023-654- 6261		
東日本旅客鉄道(株) 村山駅	村山市楯岡新町 1	55-2011			
日本銀行山形事務所	山形市七日町 3-1-2	023-622- 4004	023-627- 1171		
日本赤十字社山形県支部	山形市松波 1-18-10	023-641- 1353	023-641- 8861	6(7)-800- 8260	6(7)-800- 8268
日本放送協会山形放送局	山形市桜町 2-50	023-625- 9511	023-633- 2842	6(7)-800- 8300	6(7)-800- 8301
東日本高速道路(株) 東北支店山形管理事務所	山形市千石 91	023-686- 5980	023-686- 5966		

## (7) 指定地方公共機関、公共的団体及び災害上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
山交バス(株) 寒河江営業所	寒河江市新山 2-1	0237-86-2181	0237-86-2182
村山市医師会 (奥山内科循環器科クリニック)	村山市駅西 19-15	0237-52-0380	0237-52-0381
北村山公立病院	東根市温泉町 2-15-1	0237-42-2111	0237-43-6169
東根市外二市一町共立衛生処理組合	東根市大字野田字シタ 2038	0237-47-1321	0237-48-1841
村山市商工会	村山市中央 1-3-5	0237-55-4311	0237-55-4312
みちのく村山農業協同組合	村山市楯岡北町 1-1-1	0237-55-6311	0237-55-5825
村山市建設業協会	村山市大字杉島 177-1	0237-55-5300	0237-55-5300
村山市管工事業協同組合	村山市大字杉島 28-1	0237-55-6025	0237-55-6025
村山市社会福祉協議会	村山市中央 1-5-24	0237-52-0321	0237-55-7470

5 災害関係協定等締結一覧

R3.12.1 現在

番号	種別	協定等名称	締結相手方	締結日
1	消防	山形県広域消防相互応援協定書	県内市町村長	S53. 3.10
2	自治体	山形空港及びその周辺において航空機事故、航空機事故に伴う災害、発生した場合の連絡、調整等に関する協定	自衛隊、村山・東根・寒河江・天童・河北の長	S54. 6. 1
3	消防	山形県消防広域応援隊に関する覚書	県内市町村長	H 7.11.14
4	自治体	大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定	県内市町村長	H 7.11.20
5	消防	山形県消防防災ヘリコプター応援協定	県内市町村長	H10. 4. 1
6	自治体	日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」	県内市町村長	H10. 5.26
7	自治体	緊急時における廃棄物処分相互協定	県内市町村長	H11.12. 1
8	自治体	友好都市相互応援協定	北海道厚岸町	H10.11. 9
9	郵便	災害時の協力に関する協定	村山市内郵便局	H11. 6.21
10	施設復旧等	災害時等における災害応急対策の応援に関する協定	村山市建設業協会	H19. 2.26
11	物資供給	災害時等における応急生活物資の供給に関する協定	みちのく村山農業協同組合	H19. 2.26
12	物資供給	災害時等における応急生活物資の供給及び輸送に関する協定	村山市商工会	H19. 2.26
13	物資供給	災害時等における応急生活物資供給等の協力に関する協定	山形県生活協同組合連合会	H19. 2.26
14	物資供給	災害時等における応急生活物資等の供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	H19. 5.23
15	自治体	災害時における相互支援に関する協定	宮城県塩竈市	H19.11. 6
16	施設復旧等	災害時の協力に関する協定	東北電力株式会社天童営業所	H21. 2.20
17	物資供給	災害時等における清涼飲料水供給に関する協定	仙台コカ・コーラボトリング(株)山形営業所	H21. 2.20
18	自治体	災害時における相互応援協定	東京都台東区	H21. 8.21
19	施設復旧等	災害時の情報交換に関する協定締結	国土交通省東北地方整備局	H21.12.25
20	施設復旧等	水道施設の災害に伴う復旧応援協定	村山市管工事業協同組合	H22. 3.25
21	自治体	災害時における相互応援協定	東京都豊島区	H22. 8.21

番号	種別	協定等名称	締結相手方	締結日
22	避難所	施設使用に関する協定書	社会福祉法人村山光厚生会	H24. 4. 1
23	物資供給	災害時等における物資調達に関する協定	東北カートン株式会社	H24. 4. 16
24	施設復旧等	災害時における除雪等業務に関する協定	村山道路維持協同組合	H27. 10. 21
25	避難所	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	山形県立楯岡特別支援学校、 社会福祉法人村山光厚生会、 社会福祉法人慈敬会、 社会福祉法人千宏会、 医療法人社団千宏会、 社会福祉法人さくら福祉会、 医療法人社団緑愛会	H28. 2. 19
26	物資供給	災害時における応急対策用燃料（液化石油ガス）等の供給応援に関する協定	一般社団法人山形県LPガス協会	H28. 3. 17
27	自治体	災害時における相互応援協定	岐阜県羽島市	H28. 4. 20
28	施設復旧等	災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定	一般社団法人山形県建築士会村山支部	H28. 7. 11
29	避難所	災害時における避難所等施設利用に関する協定	一般財団法人村山市余暇開発公社	H29. 2. 10
30	役務・物資供給	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	山形県葬祭業協同組合	H29. 3. 28
31	役務の提供	村山市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	H29. 3. 28
32	役務の提供	災害時における消防活動の協力に関する協定	北村山生コンクリート協同組合	H30. 6. 27
33	情報発信	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R 1. 7. 9
34	物資供給	災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定	山形三菱自動車販売株式会社 株式会社工藤自動車	R 1. 7. 19
35	役務の提供	村山市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定	日本郵便株式会社東北支社	R 1. 9. 17
36	役務の提供	道の駅むらやま防災利用に関する基本協定	山形河川国道事務所	R 1. 9. 24
37	役務・物資供給	災害時等における救援活動の協力に関する協定	株式会社ヤマザワ	R 3. 8. 5
38	相互協力	村山市と株式会社古窯ホールディングスとの相互協力・連携に関する協定書	株式会社古窯ホールディングス	R 3. 11. 12
39	役務の提供	災害時における被災者支援に関する協定	山形県土地家屋調査士会	R 3. 11. 15

## 6 警報の通知先一覧

### (1) 村山市の執行機関

名 称	担 当 課	電話番号（内線）
村山市議会	議会事務局	55-2111（310）
村山市教育委員会	学校教育課	55-2111（321）
村山市選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	55-2111（400）
村山市監査委員	監査委員事務局	55-2111（350）
村山市農業委員会	農業委員会事務局	55-2111（260）
村山市固定資産評価審査委員会	税務課	55-2111（120）
北村山広域行政事務組合	北村山広域行政事務組合事務局	55-4211（または内線 461）
村山市土地開発公社	土地開発公社事務局	55-2111（220）
株式会社村山市余暇開発公社	商工観光課	55-2111（150）
社会福祉協議会	社会福祉協議会事務局	52-0321
シルバー人材センター	シルバー人材センター事務局	55-3443

### (2) 村山市の施設

施 設 名	所 在 地	電話番号
楯岡地域市民センター	楯岡二日町 6-24	55-7477
西郷地域市民センター	名取 1339-7	55-2416
大倉地域市民センター	櫛山 463-14	55-2417
大久保地域市民センター	大久保甲 875-1	54-2111
富本地域市民センター	湯野沢 155-1	54-2112
戸沢地域市民センター	長善寺 1675	56-2111
袖崎地域市民センター	土生田 2185	58-2001
大高根地域市民センター	富並 1794-2	57-2001
保健センター	中央一丁目 3-6	55-2971
農村環境改善センター	中央一丁目 3-6	
最上徳内記念館	中央一丁目 2-12	55-3003
最上川美術館	大淀 1084-1	52-3195
村山市民会館	楯岡笛田二丁目 6-1	53-3111
農村文化保存伝承館	河島元杉島 1315-1	53-3277
ふるさとふれあい学習館	楯岡新町一丁目 10-1	52-5222
ひばり保育園	楯岡北町二丁目 5-56	55-2531
西郷認定こども園	名取 3332-66	55-5540
はやま認定こども園	長善寺 1636-1	56-3445
マアヤ保育園	楯岡荒町一丁目 6-7	55-3271
アートチャイルドケア村山しょうよう保育園	楯岡五日町 15-25	22-9481



施設名	所在地	電話番号
甌葉プラザ	楯岡五日町 14-20	52-3531
輝認定こども園	楯岡新町一丁目 17-20	55-2409
ふたば袖崎保育園	土生田 4717	58-2123
ふたば大高根保育園	富並 2119-2	57-2429
のぞみ保育園	楯岡新町一丁目 17-16	55-2409
たんぽぽベビーホーム	楯岡笛田四丁目 1-14	55-3208
楯岡幼稚園	楯岡荒町一丁目 6-35	55-2425
親子交流広場 ファミリー・サポート・センター	楯岡五日町 14-20 (甌葉プラザ内)	53-0901
いきいき元気館	中央一丁目 6-5	52-0520
楯岡小学校	楯岡楯 18-1	55-2411
西郷小学校	名取 1217	55-2413
大久保小学校	大久保甲 1-1	54-2109
富本小学校	湯野沢 1129	54-2102
戸沢小学校	長善寺 293-2	56-2112
袖崎小学校	土生田 263	58-2011
富並小学校	富並 2169	57-2254
楯岡中学校	楯岡新高田 11-3	55-2403
葉山中学校	稲下 1757	52-4066
山の内自然体験交流施設やまぼと	山の内 120	57-2822
村山市図書館	楯岡五日町 14-20 (甌葉プラザ内)	55-2833
村山市民体育館	基点 1034	56-3377
村山武道館	中央一丁目 3-6	56-3377 (体育館)
東沢公園管理事務所	楯岡東沢 4200	53-5655
バラ交流館	楯岡東沢 2-16	55-8880
クアハウス基点	基点 1034-7	56-3351
道の駅むらやま	楯岡 7631-1	55-7100
北村山視聴覚教育センター	中央一丁目 3-6	55-4211

(3) 県の施設 (参考)

山形県立楯岡特別支援学校 楯岡北町一丁目 8-1 55-2995

## 7 安否情報関係様式

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）

### (1) 省令様式第1号

#### 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）	
① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負 傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備 考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③ 出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

(2) 省令様式第2号

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答をすることへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑩の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③ 出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



(4) 省令様式第4号

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日	
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)	
申 請 者 住 所 (居所) _____ 氏 名 _____	
下記の者について、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。	
照会をする理由 (○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ( )
備 考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名
	フリガナ
	出生の年月日
	男 女 の 別
	住 所
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)
	その他個人を識別するための情報
※ 申 請 者 の 確 認	
※ 備 考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

(5) 省令様式第5号

安否情報回答書

殿	年 月 日  総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)	
年 月 日 付で照会があった安否情報について下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本                      その他 (                      )
	その他個人を識別するための情報	
	現在の住所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

## 8 村山市国民保護対策本部及び村山市緊急対処事態対策本部運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、村山市国民保護対策本部及び村山市緊急対処事態対策本部条例（平成18年3月23日条例第5号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、村山市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び村山市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長及び本部員)

第2条 村山市国民保護対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

2 村山市国民保護本部長（以下「本部長」という。）に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 村山市国民保護対策本部に村山市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 消防長
- (3) 各課等の長

(対策本部の組織)

第3条 国民保護対策本部は、本部員会議及び本部事務局をもって構成する。

(本部員会議の組織及び所掌事務)

第4条 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項について協議する。

(本部事務局の組織及び所掌事務)

第5条 本部事務局は、事務局長及び事務局員をもって組織し、本部員会議の事務を処理する。

2 事務局長は、総務課長（本部員を兼ねる。）をもって充てる。

3 事務局員は、総務課及び関係課等の支援職員をもって充てるものとし、別表に定める各班に所属し、その事務を分掌する。

(事務局長等の職務)

第6条 事務局長及び事務局員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、本部事務局の所掌事務を総括し、局員を指揮監督する。
- (2) 事務局員は、上司の命を受け、本部事務局の所掌事務に従事する。

(各課等の事務等)

第7条 各課等は市対策本部の決定内容等を踏まえて、各課等において応急対策等を実施する。その際の編成及び実施要領は、当時の状況により別に指示する。

(現地対策本部の設置及び組織等)

第8条 市の被災現場における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整のため現地における対策が必要であるときは、現地対策本部を設置する。

2 前項の規定により現地対策本部を設置したときは、現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員及びその他の職員を置き、それぞれ副本部長、本部員及び条例第2条第4項に定める職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(現地対策本部長等の職務)

第9条 現地対策本部長、現地対策本部員及びその他の職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。
- (2) 現地対策本部員及びその他の職員は、現地対策本部長の命を受け、現地対策本部の事務に従事する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、国民保護対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第11条 第2条から前条までの規定は、村山市緊急事態対策本部について準用する。

附 則

この規程は、令和4年4月7日から施行する。



別表（第5条関係）

班	事 務
庶務・総括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市対策本部会議の運営に関する事項</li> <li>・情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐</li> <li>・市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示（本部長指示）</li> <li>・市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理</li> <li>・市対策本部員や市対策本部職員（消防班除く。）の非常招集</li> </ul>
対 策 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が行う国民保護措置に関する調整</li> <li>・避難実施要領の策定</li> <li>・避難の指示の通知・伝達</li> <li>・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項</li> <li>・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項</li> <li>・救援の実施及び補助に関すること</li> </ul>
広 報 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動</li> <li>・市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録</li> </ul>
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況</li> <li>○安否情報 ○その他庶務・統括班等から収集を依頼された情報</li> </ul> </li> <li>・住民からの通報受け</li> <li>・通信回線や通信機器の確保</li> </ul>
管 理 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両等の調達及び配車</li> <li>・対策に必要な食料・資機材等の調達、保管及び配分</li> <li>・特殊標章等の交付に関すること（消防長が交付を行う対象者を除く。）</li> </ul>
消 防 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害への対処</li> <li>・警戒区域の設定</li> <li>・消防団との連絡調整</li> <li>・避難の指示の伝達</li> <li>・市対策本部員や市対策本部職員（消防班）の非常招集</li> <li>・特殊標章等の交付に関すること（消防長が交付を行う対象者）</li> </ul>



# 村山市国民保護計画

## 避 難 実 施 要 領

令和4年5月

村 山 市

## 目 次

第1章 避難実施要領の構成	25
第2章 避難誘導に関する基本的事項	26
第3章 住民の行動要領	27
1 警報が発令された場合にとるべき行動等	27
2 身の回りで急な爆発が起こった場合の行動等	28
3 武力攻撃の種類などに応じた避難などの留意点	28
4 怪我などに対する応急措置	33
5 日頃からの備え	34
第4章 パターン別の避難実施要領	36
1 弾道ミサイル攻撃からの避難（航空攻撃からの避難）（パターン1）	36
2 ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難	38
(1) 避難に比較的時間の余裕がある場合（パターン2）	38
(2) 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合（パターン3）	44
3 都市部における化学剤を用いた攻撃からの避難（パターン4）	46
4 着上陸侵攻の場合	49
第5章 避難誘導における留意点	50
1 各種の事態に即した対応	50
2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化	51
3 住民に対する情報提供	51
4 避難行動要支援者への配慮	52
5 安全な避難誘導	52
6 学校や事業所における対応	53
7 季節の別に応じた避難の対応	53
第6章 避難施設	54
1 屋内施設	54
2 屋外施設	55

## 第1章 避難実施要領の構成

村山市国民保護計画に基づく避難実施要領は、以下の内容について記述する。

### 1 住民の行動要領

武力攻撃災害からの避難において、住民一人ひとりが熟知し、あるいは準備する必要のあるもので、避難実施要領に基づく行動の基礎となる。

「広報紙」や「ホームページ」等で各家庭への周知、また訓練等を通じて住民一人ひとりが十分理解することが重要となる。

### 2 パターン別の避難実施要領

国が示す「武力攻撃事態等に応じた避難実施要領のパターン分類」に基づき、下記の四つのパターンについて避難実施要領を作成する。

なお、国が示すパターンでは、「原子力発電所への攻撃」及び「石油コンビナートに対する破壊攻撃」が含まれているが、市内に「原子力発電所」及び「石油コンビナート」がないため、作成しない。

区分	パターンの内容	
パターン1	弾道ミサイル攻撃からの避難（※ 航空攻撃からの避難）	
パターン2	ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難	避難に比較的時間の余裕がある場合
パターン3		昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合
パターン4		都市部における化学剤を用いた攻撃の場合

※ 「航空攻撃からの避難」は、弾道ミサイル攻撃からの避難に準ずる。

※ 山形県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

### 3 事態に応じた避難実施要領作成の留意事項

今後の状況の変化や関係機関の研究、訓練の検証等により避難実施要領の内容を修正することもあるが、事態に応じた避難実施要領作成の留意事項については、基本的にはこれを踏襲するものとする。

## 第2章 避難誘導に関する基本的事項

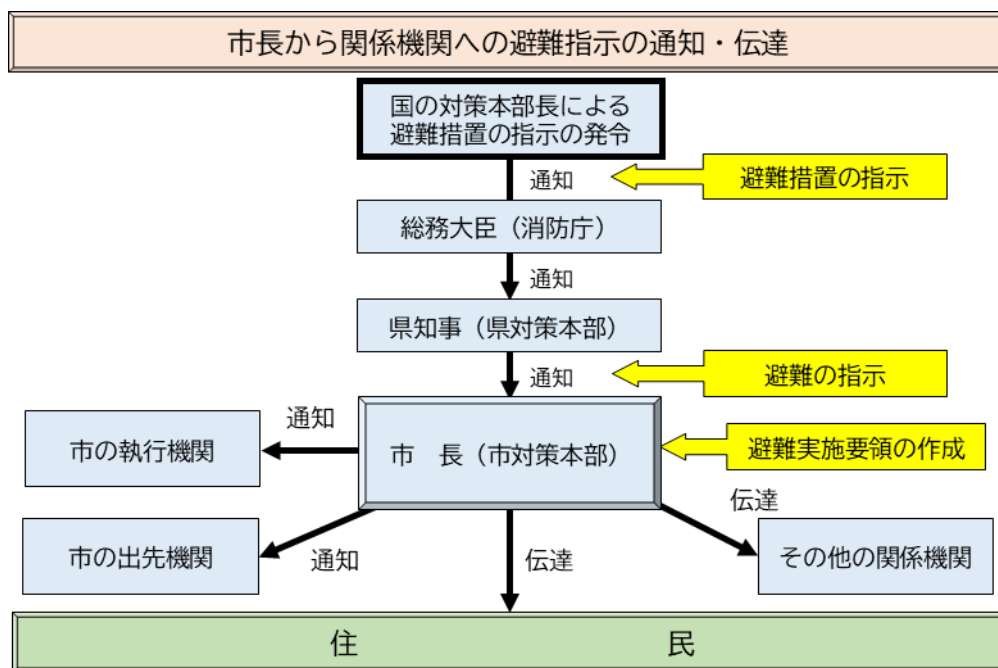
市は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定め、避難住民の誘導を行うこととなる。この避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たるさまざまな関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、そのために必要な基本的事項を次のとおり示す。

### 1 避難の指示等

避難の指示は、国 → 県 → 市 → 住民等となされるのが基本である。

市は、県による避難の指示があったときは、避難実施要領を定め、関係機関に通知するとともに住民等へ伝達し避難誘導を行う。

### 2 避難の指示等の流れ



### 第3章 住民の行動要領

#### 1 警報が発令された場合にとるべき行動等

市は住民の安全を守るため、武力攻撃やテロなどが迫り又は発生した場合には、防災行政無線を使用して住民に注意を呼びかけることとしており、さらに、ホームページや市及び消防の広報車両などを通して、どのようなことが、どこで発生し、あるいは発生するおそれがあるのか、住民はどのような行動を取れば良いのか、といった警報の内容を伝えることとしている。

また、住民の避難が必要な地域には、同様な方法で避難の呼びかけを行う。

※ 防災行政無線の放送は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）から防災行政無線を自動起動して行う。

武力攻撃時の避難サイレン音（サンプル音）

：国民保護ポータルサイト <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

#### (1) 武力攻撃やテロなどが迫り又は発生した地域において警報が発令された場合に直ちにとるべき行動

##### ア 屋内にいる場合

- (ア) ドアや窓を全部閉める。
- (イ) ガス、水道、換気扇を止める。
- (ウ) ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。

##### イ 屋外にいる場合

- (ア) 近隣の堅牢な建物や地下室など屋内に避難する。
- (イ) 自家用車などを運転している場合は、できる限り道路外の場所に車両を止める。  
やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って車の鍵を付けたまま駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならないようにする。

#### (2) 落ち着いて情報収集に努める警報をはじめ、テレビやラジオなどを通じて伝えられる各種情報に耳を傾け、情報収集に努める。

#### (3) 避難の指示が出されたら

避難の指示に基づき、自宅から避難所へ避難する場合には、以下のことに留意する。  
行政機関からの避難の指示としては、屋内への避難、近隣の避難所への避難、市や県の区域を越えた遠方への避難などが考えられ、状況に応じた適切な指示が出されることとなる。

ア 行政機関から避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。

イ 元栓をしめ、コンセントを抜いておく。冷蔵庫のコンセントは挿したままにしておく。

ウ 頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用し、非常持ち出し品を持参する。

(非常持ち出し品については、「日頃からの備え」を参照。)

エ パスポート、運転免許証、マイナンバーカードなど、身分を証明できるものを携行する。

オ 家の戸締りを確実に行う。

カ 近所の人に声をかける。

キ 避難の経路や手段などについて、行政機関からの指示に従い適切に避難する。

## 2 身の回りで急な爆発が起こった場合の行動等

身の回りで急な爆発が起こった場合などは、警報が発令されている、いないに関わらず、以下のことに留意する。

### (1) 爆発が起こった場合

ア とっさに姿勢を低くし、身の安全を守る。

イ 周囲で物が落下している場合には、落下が止まるまで、頑丈なテーブルなどの下に身を隠す。

ウ その後、爆発が起こった建物などからできる限り速やかに離れる。

エ 警察や消防の指示に従って、落ち着いて行動する。

オ テレビやラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努める。

### (2) 火災が発生した場合

ア できる限り低い姿勢をとり、急いで建物から出る。

イ 口と鼻をハンカチなどで覆う。

## 3 武力攻撃の種類などに応じた避難などの留意点

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものとなるかについて一概には言えないが、国民の保護に関する基本指針においては、下記の4つの類型を想定し、国民の保護のための措置の実施にあたって留意すべき事項を明らかにしている。

### (1) 着上陸侵攻からの避難（避難実施要領のパターンはゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難に準じる。）

#### ア 特徴

(ア) 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。

(イ) 航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。

(ウ) 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。



#### イ 留意点

(ア) 攻撃が予測された時点において、あらかじめ避難することも想定される。

(イ) 避難が必要な地域が広範囲にわたり遠方への避難が必要となるとともに、避難の期間が長期間にわたることも想定される。避難の経路や手段などについて行政機関からの指示に従い適切に避難する。

#### (2) 弾道ミサイルによる攻撃からの避難

##### ア 特徴

(ア) 発射前に着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想される。このため、まず弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報が発令され、テレビやラジオなどを通じてその内容が伝えられる。その後、実際に弾道ミサイルが発射されたときは、その都度警報が発令され、着弾が予想される地域には、サイレンなどにより注意を呼びかけることとしている。

(イ) 弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。

#### イ 留意点

攻撃当初は屋内へ避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。屋内への避難に当たっては、近隣の堅牢な建物や地下室などに避難する。

#### (3) ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難

##### ア 特徴

(ア) 突発的に被害が発生することも考えられる。

(イ) 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設（原子力事業所などの生活関連等施設など）の種類によっては、被害が拡大するおそれがある。

(ウ) 核・生物・化学兵器や、放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）が使用されることも想定される。

#### イ 留意点

突発的に被害が発生することも考えられるため、攻撃当初は一旦屋内に避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

#### (4) 航空攻撃からの避難（避難実施要領のパターンは弾道ミサイル攻撃からの避難に準じる。）

##### ア 特徴

(ア) 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、あらかじめ攻撃目標を特定することは困難。

(イ) 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。

## イ 留意点

攻撃の目標地を特定せずに、屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが考えられる。屋内への避難にあたっては、近隣の堅牢な建物や地下室などに避難する。その後状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

- (5) 武力攻撃やテロなどの手段として化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合には、人体の機能障害を発生させるため、被害に対する特別な対応が必要となることから、テレビやラジオなどを通じて、情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示に従って行動することが重要となる。

## ◎ 化学剤が用いられた場合

### ア 特徴

- (7) 化学剤は、その特性により、神経剤、びらん剤、血液剤、窒息剤などに分類されている。一般に地形や気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は下を這うように広がる。特有のにおいがあるもの、無臭のものなど、その性質は化学剤の種類によって異なる。人から人への感染はないが、比較的早く、目の充血、咳込み、かゆみなどの症状が現れる。
- (イ) 触れたり、口に入れたり、吸引することで人体に悪影響を及ぼすことから、飲食物や日用品などへの混入、人体への直接注入、爆発物や噴霧器などを使用した散布などが考えられる。
- (ウ) 国や県、市は連携して、原因物質の検知及び汚染地域の特定や予測をし、住民を安全な風上の高台に誘導するほか、そのままでは分解・消滅しないため、化学剤で汚染された地域を除染して原因物質を取り除く措置などを実施する。
- (エ) 汚染された可能性があれば、可能な限り除染して、医師の診断を受ける必要がある。

### イ 留意点

- (7) 口と鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋または風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難する。
- (イ) 屋内では、窓閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。
- (ウ) 2階建て以上の建物であれば、なるべく上の階へ避難する。
- (エ) 汚染された服、時計、コンタクトレンズなどは速やかに処分する必要があるが、汚染された衣服などをうかつに脱ぐと、露出している皮膚に衣服の汚染された部分が触れるおそれがある。特に頭からかぶる服を着ている場合には、はさみを使用して切り裂いてから、ビニール袋に密閉し、その後、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。

- (f) 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避け、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受ける。
- (g) 化学剤傷病者への治療は一刻を争う。あやしいと感じたらすぐに周囲に知らせ、速やかに警察や消防に通報するといった迅速な対応をとることが、その後の対処も早くなり、救命率の向上につながる。

## ◎ 生物剤が用いられた場合

### ア 特徴

- (ア) 生物剤は、人や動物を殺傷したり植物を枯らしたりすることなどを目的とした細菌やウイルスなどの微生物及び細菌や動植物などが作り出す毒素のことを言い、人に知られることなく散布することが可能である。触れたり、口に入れたり、吸引することで人体に悪影響を及ぼすことから、化学剤と同様に、飲食物及び日用品などへの混入、人体への直接注入、爆発物や噴霧器などを使用した散布などが考えられる。
- (イ) また、発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動し、後に生物剤が散布されたと判明した場合には、既に広域的に被害が発生している可能性がある。ヒトを媒体とする天然痘などの生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
- (ウ) 国は、一元的な情報収集、データ解析などにより疾病を監視して、感染源や汚染された地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療を行い、まん延の防止に努める。
- (エ) 行政機関の情報や発生した症状などから感染の疑いがある場合は、医師の診断を受けるとともに、行政機関の行うまん延防止の措置に従うことが重要となる。

### イ 留意点

- (ア) 口と鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋または感染のおそれのない安全な地域に避難する。
- (イ) 屋内では、窓閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。
- (ウ) 屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉し、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。
- (エ) 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避け、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受ける。
- (オ) 身近に感染した可能性のある人がいる場合は、その人が使用した家庭用品などに触れないようにし、頻繁に石けんで手を洗う。感染した可能性のある人も自らマスクをする。

(カ) 米国で発生した炭そ菌事件のように不審な郵便物が送られてきた場合には、郵便物を振ったり匂いをかいだり中身を開けたりせずに、可能であればビニール袋で包み、すぐに警察などに通報する。もし、開けてしまって不審物質がこぼれ出たような場合には、掃除をするべきではない。不審物質を直ちに何かで覆い、その部屋を離れて汚染された衣服をできるだけ早く脱ぎ、手を水と石けんで洗い流してすぐに警察、消防などに通報すること。

◎ 核物質が用いられた場合

ア 特徴

(ア) 核兵器を用いた攻撃による被害については、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風などによる物質の燃焼、建物の破壊、放射能汚染などの被害が生じ、その後は放射性降下物（放射能をもった灰）が拡散、降下することにより放射線障害などの被害が生じる。

(イ) 一方、放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）の爆発による被害は、核爆発ほど大きな被害は生じないが、爆薬による被害と放射能による被害をもたらす。

イ 留意点

(ア) 屋内では、窓閉め・目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。

(イ) 屋内に地下施設があれば地下へ移動する。

(ウ) 屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉し、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。

(エ) 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避ける。

(オ) 被ばくや汚染のおそれがあるため、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受ける。

◎ 放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）の爆発の場合

ア 「2＝身の回りで急な爆発が起こった場合の行動等」と同様、爆発が起こった建物などからできる限り速やかに離れる。

イ 爆発において特有の特徴がなく、放射性物質の存在が判明するまでに時間がかかることなどから、たとえ外傷がない場合でも、行政機関の指示などに従い医師の診断を受ける。

◎ 核爆発の場合

- ア 閃光や火球が発生した場合には、失明するおそれがあるので直接見ないこと。
- イ とっさに遮蔽物の陰に身を隠す。近隣に建物があればその中へ避難する。地下施設やコンクリート建物であればより安全が確保できる。
- ウ 上着を頭から被り、口と鼻をハンカチで覆うなどにより、皮膚の露出をなるべく少なくしながら、爆発地点からなるべく遠く離れる。その際、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難する。

4 怪我などに対する応急措置

武力攻撃やテロなどが発生すると、普段のように救急車がかけつけられないことも考えられる。怪我をしてしまった場合あるいは自分は無事でも家族やまわりの人が怪我をしている場合や応急措置が必要な場合などに備えて、知識を身につけておくよう心がける。

(1) 切り傷などにより出血している場合

- ア 出血しているところを清潔なガーゼや布でやや強く押さえ、止血する。
- イ 骨折がないことを確認した上で、傷口は心臓よりも高くする。
- ウ 包帯を巻くときは患部を清潔に保つ。
- エ じかに血液に触れないよう、ビニール・ゴム手袋やスーパーの袋などを利用する。

(2) 火傷をしている場合

- ア 流水で患部を冷やす。
- イ 水ぶくれは破らないよう注意する。
- ウ 消毒ガーゼかきれいな布を当て包帯をする。

(3) 骨折している場合

- ア 出血している場合はその手当てをする。
- イ 負傷した箇所はあまり動かさない。
- ウ 氷あるいは冷湿布などを利用してハレや痛みをやわらげる。
- エ 可能であれば、添え木※を当て、骨折部分の上下を固定する。
- オ さらに腕の場合は三角巾などで固定する。

※ 添え木は、棒や板、傘やダンボールなどで代用できる。

(4) ねんざしている場合

- ア 氷あるいは冷湿布などを利用してハレや痛みをやわらげる。
- イ 靴は添え木の替わりになるので脱がずに、その上から三角巾や布で固定する。

(5) かゆみや発疹など皮膚に異常が見られる場合

- ア 汚染された衣類は汚染物質が目や鼻と接触しないよう切り取り、ビニール袋に密閉する。
- イ 水と石鹸で手、顔、体を洗い、清潔にする。

(6) 精神的ショックを受けている場合

- ア 子供やお年寄りの近くには、付き添うようにする。
- イ 無理をせず、休憩や睡眠、家族と過ごす時間をきちんととる。

(7) 人が倒れている場合

- ア 周囲の安全を確認し、安全でないと判断した場合は、安全な場所に移動する。
- イ 以下に基づいて、意識があるかどうかを調べる。

(ア) 呼びかけて返事はするか

(イ) 話はできるか

ウ 意識に障がいがあることが分かった場合は、救急車を呼ぶ。

(ア) ただちに医師の診察が必要なため、そばにいる人に直接「あなたが救急車を呼んでください。」と助けを求める。

(イ) むやみにゆすったり起こしたりしない。

(ウ) 意識がない場合は気道の確保が重要となる。額に手を置きあご先を引き上げて、呼吸がしやすいように空気の通り道を確保する。口の中にもものが詰まっていたら取り除く。

エ 呼吸が止まっていたら、すぐに人工呼吸を行う。

(ア) 親指と人差し指で鼻をつまみ鼻の孔をふさぐ。

(イ) 大きく口を開けて静かに1回1秒かけて息を吹きこむ。

(ウ) 抵抗なく息が入れば、もう一回息を吹きこむ。

オ 引き続き心臓マッサージを行う。

(ア) 手を重ね、垂直に体重をかけ、胸の骨が4 cm～5 cm 下方に圧縮されるように1分間に100回の早さで30回圧迫する。

(イ) 30回圧迫後、人工呼吸(④参照)を2回行う。

(ウ) この作業を一定の間隔で繰り返す。

※エ、オの方法は、8歳以上の人に実施すること。

## 5 日頃からの備え

地震などの災害に対する日頃からの備えとして、避難しなければならないときに持ち出す非常持ち出し品や、数日間を自足できるようにするための備蓄品を備えておく。これらの備えは、武力攻撃やテロなどが発生し避難をしなければならないなどの場合においても、大いに役立つものと考えられるため、家族全員を備えるよう心がける。

### ○ 備蓄

ア 非常持ち出し品

(ア) 携帯用飲料水、食品(カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど)

(イ) 貴重品(預金通帳、印鑑、現金など)、パスポート、運転免許証、マイナンバーカード

- (ウ) 救急用品三角巾、包帯（4号・6号が便利）、はさみ・ピンセット、キズ口用の消毒液、常備薬（かぜ薬、胃腸薬、痛みどめなど）、安全ピン、消毒ガーゼ、きれいなタオル、ばんそうこう（大・小）、体温計
- (エ) ヘルメット、防災ずきん、軍手（厚手の手袋）
- (オ) 懐中電灯、携帯ラジオ・予備電池
- (カ) 衣類（セーター、ジャンパー類）、下着、毛布
- (キ) マッチ、ろうそく（水にぬれないようにビニールでくるむ）
- (ク) 使い捨てカイロ、ウエットティッシュ、筆記用具（ノート、えんぴつ）

※ 新聞紙や大きなゴミ袋は、防寒や防水に役立つ。小さな子どもがいる家庭は、ミルク、ほ乳びん、紙おむつなども必要。

イ 数日間を自足できるようにするための備蓄品（3日分が目安）普段使っている物と同じ物を用意しておくで便利。

- (ア) 飲料水9リットル（3リットル×3日分）
- (イ) 非常食3日分
- (ウ) ビスケット1～2箱、板チョコ2～3枚、缶詰2～3缶
- (エ) 下着2～3組、衣類：スウェット上下、セーター、フリースなど

※ さらに、攻撃の手段として化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合には、皮膚の露出を極力抑えるために、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用するとともに、マスクや折りたたんだハンカチ・タオル等を口及び鼻にあてて避難することが必要となる場合があるので、これらについても備えておくことが大切である。

## 第4章 パターン別の避難実施要領

### 1 弾道ミサイル攻撃からの避難（航空攻撃からの避難）

（パターン1：弾道ミサイル攻撃からの避難（航空攻撃からの避難））

#### 避難実施要領

##### 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。

※ 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要。

※ 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

##### 2 避難誘導の方法

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、村山市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

※ 国は、全国瞬時警報システム（J-alert）において、各市町村の防災行政無線のサイレンを自動起動する。

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、市民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する。

（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）

車両内に<sup>あ</sup>在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。



外出先においては、可能な限り、大規模集落施設の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書等を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

市民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察等に連絡するよう周知すること。

弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の市民は、興味本位で近づかないように周知すること。

※ 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の市民は離れるよう周知する。

### 3 その他の留意点

特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行われるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。

住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から大規模集落施設や店舗等に対して協力をお願いすること。

### 4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

## 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難

### (1) 避難に比較的時間の余裕がある場合

(パターン2：ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難（比較的時間の余裕がある場合）

#### 避難実施要領

##### 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、山形空港において武装した飛行機が故障等で緊急不時着し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、村山市楯岡新町地区（南新町、中新町、北新町、東新町）を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

※ 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

##### 2 避難誘導の方法

###### (1) 避難誘導の全般的方針

(例)

村山市は、楯岡の新町地区の約550世帯、1,700人を本日15時00分を目途に地区の災害時の一時避難場所である江迎公園、防災センター、串幸東側広場、灰塚公園に集合させた後、本日15時30分以降、指定避難施設の楯岡中学校（葉山中学校）へ避難させる。

この際、指定避難施設までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。(但し、楯岡中学校も被害が及ぶと判断した時は、指定避難施設は葉山中学校とし、一時避難場所からは、市車両及び民間大型バスにより、指定避難施設へ避難させる。)

避難誘導の方法については、各現場における県警察、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。

このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する

※ 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応と考えている。

※ 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

## (2) 市の体制、職員派遣

### ① 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

### ② 市職員の現地派遣

市職員各2名を、江迎公園、防災センター、串幸東側広場、灰塚公園及び指定避難施設先の楯岡中学校（葉山中学校）に派遣する。

### ③ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。

また、避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

### ④ 市現地対策本部（現地調整所）の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう市現地対策本部を設ける。現地対策本部に派遣している市職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

## (3) 輸送手段

### ① 避難住民数、一時避難所、輸送力の配分

#### ア 南新町地区

約260名、江迎公園、大型バス6台

#### イ 中新町地区

約280名、防災センター、大型バス6台

#### ウ 北新町地区

約240名、串幸東側広場、大型バス5台

#### エ 東新町地区

約920名、灰塚公園、大型バス19台

※ なお、昼間人口（事業所や学校等）を考慮し、輸送手段のバス台数を増加する。

### ② 輸送開始時期・場所

〇〇日15時30分

江迎公園、防災センター、串幸東側広場、灰塚公園

③ 避難経路

楯岡中学校 県道25号、県道29号、市道江迎湯沢線を使用

葉山中学校 国道13号、県道25号、県道29号、県道294号、  
県道300号

※ バス等の輸送手段の確保については、基本的には市が行う。

※ 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。

※ 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光機器、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。

※ 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

① 担当職員は防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

② 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、南新町、中新町、北新町、東新町地区の地区代表、自主防災組織の長、消防団長及び当該地域を管轄する消防団幹部、村山警察署長等に電話やFAX等により、住民への伝達を依頼する。

③ 担当職員は、要配慮者等の事前登録者、避難支援者、関係機関、地区関係者（民生委員・児童委員等）へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

④ 担当職員は、近隣住民が相互に声を掛け合うように呼びかける。

⑤ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

⑥ 要配慮者については、一般の住民より避難に時間を要することから、「避難行動要支援者名簿」、「個別避難計画」を活用して、特に迅速な伝達を心がける。

⑦ 外国人に対しては、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

※ 地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。

(5) 一時避難場所への移動

- ① 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は使用しないよう周知する。
- ② 消防機関は、自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ③ 避難行動要支援者の避難  
市は、避難行動要支援者の避難を適切に行うよう「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」を活用して、対応を行う。  
介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。また、一時避難所に避難することなく、指定避難所へ避難させることができる。

(6) 避難誘導の終了

- ① 市職員及び消防吏員・消防団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- ② 避難誘導は、17時30分までに終了するよう活動を行う。

※ 自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- 市職員及び消防吏員・消防団員は、誘導に当たり、以下の点を留意すること。
- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。
  - ・ 市の誘導員は、ネームや腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
  - ・ 誘導員は、混乱が予想される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
  - ・ 学校、認定こども園・保育園、事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

※ 職員による避難誘導の行動に対する理解を得るためには、特に、都市部等の人的関係が希薄な地域においては、ネームプレート、腕章等は必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

- ① 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- ② 消防団、自主防災会、地区代表などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ③ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- ④ 留守宅の戸締り、金銭・貴重品、マイナンバーカード、パスポート、運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- ⑤ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市職員、消防吏員、警察官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

必要により、現地対策本部（現地調整所）を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

※ 国からの警報等による情報のほか、現地対策本部において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

※ 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各課等の役割

別に示す。

#### 4 連絡・調整先

- ① バスの運行は、県防災危機管理課及び県警察と調整して行う。
- ② バス運転手、現地派遣の県職員及び市職員との連絡要領は、別に定める。
- ③ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- ④ 市対策本部設置場所：村山市役所
- ⑤ 市現地対策本部設置場所：楯岡地域市民センター

#### 5 避難住民の受入れ・救助活動の支援

指定避難施設は楯岡中学校とする。ただし、楯岡中学校に被害がおよぶと想定される場合は葉山中学校とする。

当該施設に対して、職員を派遣して避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県の支援及び災害時における応援協定団体等の応援を受ける。

(2) 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合

(パターン3：ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難（突発的に事案が発生した場合）)

避難実施要領

1 事態の状況、避難の必要性

〇〇日〇時〇分に楯岡新町地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き楯岡新町地区で戦闘が継続している状況にある。  
(〇〇日〇時現在)

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

楯岡新町地区及びその周辺に所在する者に対して、最終的に当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、自衛隊と連絡調整の上、速やかに地区外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途その内容を伝達する。

※ ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

※ 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

※ 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。



(2) 避難の方法（状況の変化とともに、随時修正）

〇〇時現在

楯岡新町地区については、商店街道路及びふれあい通りを避難経路として、健康者は徒歩により指定避難施設の楯岡中学校に避難する。

避難行動要支援者は、「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」を活用して、避難支援者、関係機関、地区関係者の応援を得て、自家用車等で避難する。

楯岡新町地区については、事態が沈静化するまで、当面の間屋内避難を継続する。

※ 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。

※ 市現地対策本部（現地調整所）で、県警察、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

3 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、北村山公立病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、県や医療機関と調整し、受入病院先を決め、誘導又は搬送する。

また、県や医療機関によるDMA Tが編成される場合は、その連携を確保する。

※ DMA T（災害派遣医療チーム）は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

4 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

### 3 都市部における化学剤を用いた攻撃からの避難

(パターン4：ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難（化学剤を用いた攻撃の場合）)

#### 避難実施要領

##### 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、楯岡地域における爆発について、化学剤(〇〇剤と推定される。)を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の村山市新町一丁目及び二丁目の地域及びその風下となる地域(新町三丁目)を要避難地域とし、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った。

##### 2 避難誘導の方法

###### (1) 避難誘導の全般的方針

村山市は、要避難地域の住民約1700名について、特に、爆発が発生した地区周辺については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる楯岡新町一丁目から三丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、県を通じてNBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。

また、防護機器を有する県警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

※ 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風下の高台に避難させることとなる。

###### (2) 市における体制、職員派遣

###### ① 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

###### ② 市職員の現地派遣

市職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地の調整に当たらせる。

また、現地で活動する県警察、消防機関、自衛隊等と共に市現地対策本部(現地調整所)を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

###### ③ 現地対策本部との調整

国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

※ NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たらせることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。国の現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

### (3) 避難実施要領の住民への伝達

- ① 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、県を通じて、防護機能を有する消防車両等の要請や、あらゆる手段を活用する。
- ② 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する地区代表、自主防災組織のリーダー、消防団長及び当該地域を管轄する消防団幹部、村山警察署長にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ③ 担当職員は、要配慮者等の事前登録者、避難支援者、関係機関、地区関係者（民生委員・児童委員等）へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- ④ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

※ 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

### (4) 避難所の開設等

- ① 楯岡中学校を指定避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該指定避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- ② 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、指定避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関との調整を行う。
- ③ 指定避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ① 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ② ネームプレートや腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ③ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ① 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- ② 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣類等をビニール袋に入れ密封するとともに、手、顔及び体を水と石鹸でよく洗うよう促す。
- ③ 防災行政無線、テレビ、ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

※ NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の運送等を要請する。

3 各課等の役割別に示す。

4 連絡・調整先

- ① 市対策本部設置場所：村山市役所
- ② 市現地対策本部設置場所：楯岡地域市民センター

#### 4 着上陸侵略の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を超える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

## 第5章 避難誘導における留意点

### 1 各種の事態に即した対応

弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃、大規模テロなど攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の市街地における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の方法は異なる。そのため、常にその事態に即した避難誘導の実現を図ることが重要であり、避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することに留意する。

- 弾道ミサイル攻撃については、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに各人が対応できるよう、以下の行動を周知しておくことを主な内容とする。
  - ・ 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
  - ・ 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
  - ・ 近隣の堅牢な建物や地下室など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に警察官や消防吏員がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
  - ・ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。等
- ゲリラや特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順を基本とする。一方で、昼間の市街地において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では各人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、警察、消防、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行う。
- 市街地での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、上記の弾道ミサイル攻撃と同様の行動とれるよう周知する
- 突発的なテロなどにおいては、迅速かつ正確な状況把握に努めるとともに、住民等に正確な情報や落ち着いて指示に従うこと等を防災行政無線や施設管理者による放送等で伝達し、パニックを防止する。
- 効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、特に住民への情報提供及び避難行動要支援者の避難誘導について留意する。

## 2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

避難住民の誘導にあたっては、国の対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた県知事による避難の指示を踏まえて対応することを基本とする。

一方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える。

- 避難実施要領の策定にあたっては、県、警察、消防、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえるとともに、市の各所管の情報等も集約し、避難方法の決定や情報の共有を図る。
- 市国民保護対策本部は、市域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて、活動調整にあたる。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地連絡調整所に必ず連絡し、現地連絡調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておく。  
また、現地連絡調整所の職員は、市国民保護対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
- 国の現地対策本部が設置された場合には、市職員を連絡員として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させる。

## 3 住民に対する情報提供

国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められていることから、避難誘導にあたっては住民に可能な限り情報提供をしていくよう留意する。

- 武力攻撃やテロについては、日本ではあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に希望的観測を抱いて災害の発生を軽視や無視をし、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動したりする可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供する。

その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、住民に少しでも安心感を持ってもらうため、市側の対応の状況についても可能な限り提供する。（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けること）

また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高いため、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行う。

- 放送事業者には情報伝達の即時機能があることから、重要な情報は速やかに放送事業者に提供する。
- 核・生物・化学（NBC）攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような場合は住民には危険が迫っていることが察知できないため、あらゆる手段を用いて速やかに情報提供を行う。

#### 4 避難行動要支援者への配慮

避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことに配慮する。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考える。

- 具体的には、以下の避難行動要支援者支援措置を講じる。
  - ・ 自主防災組織や消防団等による情報が伝達されているか否かの確認
  - ・ 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施 等
- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保に留意する。

#### 5 安全な避難誘導

避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。

このため、避難誘導の開始時において、警察、消防等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整にあたらせるとともに、市の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図る。また、一時避難場所からバス等で移動する場合は、一時避難場所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせる。

また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落したりすることがないように留意する。

- 避難誘導の実施にあたっては、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要なため、現場におけるそれぞれの誘導員がリーダーシップを発揮することで、落ち着いた避難が行えるよう留意する。
- 避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる。



- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・ 誘導員は、防災服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること（自主防災組織等への特殊標章の交付も検討）。
- ・ 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

## 6 学校や事業所における対応

学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考える。

- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童・生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童・生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったりする児童・生徒等についても同様）。
- また、事業所については、地域の避難誘導を主体的に行うことができる場合は、その協力を依頼する。

## 7 季節の別に応じた避難の対応

冬季では、積雪時における人の運動能力低下や、運送手段等の実情を踏まえた対応が必要となる。このため、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

- 冬季における留意事項
  - ・ 個々の住民における防寒対策への呼びかけ(上着や毛布等)
  - ・ 積雪による車両通行困難が想定される場合では徒歩移動の呼びかけ、または適切なルート選定
  - ・ 自家用車内への避難等、密閉空間内での燃料不完全燃焼による一酸化炭素中毒、車中で睡眠等の場合の血栓症等への留意
  - ・ 日照時間が短いことから、避難誘導時刻に留意(時間的余裕がある場合)
- 夏季における留意事項
  - ・ 熱中症の予防(帽子や飲料水の携行)呼びかけ
  - ・ 仮設テント等による日陰の確保
  - ・ 昼夜の気温差による健康対策呼びかけ
  - ・ 車中で睡眠等の場合の血栓症等への留意
  - ・ 蚊、ハエ等不快害虫対策への呼びかけ

## 第6章 避難施設

### 1 屋内施設

単位:面積=㎡、人員=人(収容人員:一人当たり4㎡)

NO	施設名	住所	電話番号	面積	収容可能面積	収容人員
1	村山市立楯岡小学校体育館	楯岡楯 18-1	55-2411	1,631	815.5	203
2	村山市立楯岡中学校体育館	楯岡新高田 11-3	55-2407	3,397	1,698.5	424
3	村山市民会館	楯岡笛田二丁目 6-1	53-3532	2,530	1,265	316
4	岩野ふるさとむら研修センター (岩野会館)	大字岩野 772-6	-	269		
5	山の内自然体験交流施設やまばと	大字山の内 120	57-2822	626	313	78
6	村山市立大久保小学校体育館	大字大久保甲 1-1	54-2189	922	461	115
7	旧村山市勤労青少年ホーム	大字大久保甲 610-2	-	1,218		304
8	村山市多目的集会施設 (村山市大久保地域市民センター)	大字大久保甲 875-1	54-2111	602	301	75
9	戸沢地域市民センター	大字長善寺 1675	56-2111	494	247	61
10	村山市立戸沢小学校体育館	大字長善寺 293-2	56-3467	1,144	572	143
11	袖崎地域市民センター	大字土生田 2185	58-2001	402	201	50
12	村山市立袖崎小学校体育館	大字土生田 263	58-2011	703	351.5	87
13	村山市立富本小学校体育館	大字湯野沢 1129	52-2471	825	412.5	103
14	富本地域市民センター	大字湯野沢 155-1	54-2112	344	172	43
15	旧富本認定こども園	大字湯野沢 4605	54-2231	982	491	122
16	大高根地域市民センター	大字富並 1794-2	57-2001	492	246	61
17	村山市立富並小学校体育館	大字富並 2169	57-2254	838	419	104
18	村山市立西郷小学校体育館	大字名取 1217	55-7325	967	483.5	96
19	村山市就業改善センター (西郷地域市民センター)	大字名取 1339-7	55-2416	512	256	64
20	村山居合振武館	大字林崎 85	-	540	270	67
21	大倉地域市民センター	大字櫛山 463-14	55-2417	430	215	53
22	旧村山市立大倉小学校体育館	大字櫛山 48-7	-	498	249	62
23	村山武道館	中央一丁目 3-6	-	924	462	115
24	村山市保健センター	中央一丁目 3-6	55-2972	507	253.5	63
25	村山市立葉山中学校体育館	大字稲下 1757	56-3301	2,977	1,488.5	372
26	山形県立村山産業高等学校体育館	楯岡北町一丁目 3-1	55-2538	1,212		303

## 2 屋外施設

(収容人員:一人当たり 2㎡)

NO	施設名	住所	面積 (㎡)	収容人員 (人)
1	村山市立楯岡小学校グラウンド	楯岡楯 18-1	9,443	4,721
2	村山市立楯岡中学校グラウンド	楯岡新高田 11-3	24,681	12,340
3	山の内自然体験交流施設やまぼとグラウンド	大字山の内 120	5,594	2,797
4	村山市立大久保小学校グラウンド	大字大久保甲 1-1	7,697	3,839
5	旧村山市勤労青少年ホーム前広場	大字大久保甲 610-2	1,670	835
6	村山市立戸沢小学校グラウンド	大字長善寺 293-2	17,216	8,608
7	村山市立戸沢小学校グラウンド	大字白鳥 875	12,872	6,436
8	村山市立袖崎小学校グラウンド	大字土生田 263	9,349	4,674
9	村山市立富本小学校グラウンド	大字湯野沢 1129	10,672	5,336
10	旧村山市立葉山中学校グラウンド	大字湯野沢 1881	10,088	5,044
11	旧村山市富本認定こども園前広場	大字湯野沢 4605	982	491
12	旧村山市立大高根中学校グラウンド	大字富並 1469	10,194	5,097
13	村山市立富並小学校グラウンド	大字富並 2169	5,347	2,673
14	村山市立西郷小学校グラウンド	大字名取 1217	8,526	4,263
15	旧村山市立大倉小学校グラウンド	大字櫛山 48-7	6,634	3,317
16	村山市立葉山中学校グラウンド	大字稲下 1757	30,135	15,067
17	山形県立村山産業高等学校グラウンド	楯岡北町一丁目 3-1	44,763	22,381



10 公用令書（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令（平成25年内閣府令第69号））

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第17条第3項（同令第52条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令を次のように定める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第17条第3項（同令第52条において準用する場合を含む。）の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第1から別記様式第3まで及び別記様式第4のとおりとする。

別記様式1 <収用>

収用第	号	公 用 令 書			
		氏名			
		住所			
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律					
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">                 第81条第2項                  第81条第4項                  第183条において準用する第81条第2項                  第183条において準用する第81条第4項             </div>					
の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。					
（理由）					
年 月 日					
処分権者 氏名					印
収用すべき物資の種類	数量	所在場所	引渡期日	引渡場所	備考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式2 <保管>

保管第 号																									
公 用 令 書																									
氏名																									
住所																									
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律																									
〔 第81条第2項 第81条第4項 第183条において準用する第81条第2項 第183条において準用する第81条第4項 〕																									
の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。																									
(理由)																									
年 月 日																									
処分権者 氏名 <span style="float: right;">印</span>																									
<table border="1"><thead><tr><th>保管すべき物資の種類</th><th>数量</th><th>保管すべき場所</th><th>保管すべき期間</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>	保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考																				
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考																					

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式3 <使用>

使用第	号	<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">公 用 令 書</p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">氏名</p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">住所</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律</p> <div style="margin: 10px 0 0 40px;"> <span style="font-size: 1.5em;">{</span> <p style="margin: 0;">第82条 第183条において準用する第82条</p> <span style="font-size: 1.5em;">}</span> </div> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">の規定に基づき、次のとおり物資を使用する。</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">(理由)</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">年      月      日</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">処分権者      氏名</p> <div style="text-align: right; margin: 0 0 0 40px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</span> </div>																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">名 称</th> <th style="width: 12.5%;">数 量</th> <th style="width: 25%;">所 在 場 所</th> <th style="width: 12.5%;">範 囲</th> <th style="width: 12.5%;">期 間</th> <th style="width: 12.5%;">引 渡 月 日</th> <th style="width: 12.5%;">引 渡 場 所</th> <th style="width: 12.5%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>								名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																																
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																																								

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式4 <取消>

取消第 号
公 用 令 書
氏名
住所
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
〔 第81条第2項 第81条第3項 第81条第4項 第82条 第183条において準用する第81条第2項 第183条において準用する第81条第3項 第183条において準用する第81条第4項 第183条において準用する第82条 〕
の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号 ）に係る処分を取り消したので、
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
〔 第16条 第52条において準用する第16条 〕
の規定により、これを交付する。
（取り消した処分の内容）
年 月 日
処分権者 氏名
印

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。



1 1 被災情報の報告様式

年月日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分  
村 山 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（または地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 市 町 丁目 番 号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重症	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年 月 日	性 別	年 齢	概 況



## 1 2 火災・災害等即報要領（第3編第8章関連）

（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官）

改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月消防応第166号、平成24年5月消防応第111号、平成29年2月消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号、令和3年5月消防応29号

### 第1 総 則

#### 1 趣 旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

#### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

#### 3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を、都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

##### (ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反對象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等  
(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(7) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(1) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(7) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(1) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

## エ 原子力災害等

- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

## オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

## カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

### (3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

## 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者 5 人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
- (3) 要救助者が 5 人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等、社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故



- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

### 3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 一般基準
  - ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
  - イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
  - ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
  - エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
  - オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (2) 個別基準
 

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

  - ア 地震
    - (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
    - (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

#### イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

#### ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

#### エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

#### オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

### (3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

## 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

#### (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

#### (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(7) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(1) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(7) 発見及び通報の状況

(1) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(7) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(1) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(7) 車両、船舶、航空機等の概要

(1) 焼損状況、焼損程度

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

※特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (知覚日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・ 用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた 理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積	㎡		
	階層		延べ面積	㎡		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 } 半焼棟 } 部分焼 } ぼや棟 }	計棟	焼損面積		
罹災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救急・救助 活動状況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 2 第2号様式（特定の事故）

### (1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

### (3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

### (4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

### (5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

### (6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

### (8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

### (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

### (10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (知覚日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	( 月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	( 月 日 時 分)		
消防知覚方法		気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス		物質名		
	5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ( )				
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ( )				
施設の概要		危険物施設の 区 分			
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人( 人)		
			重症 人( 人)		
			中等症 人( 人)		
			軽症 人( 人)		
建物の概要	構造	建築面積	㎡		
	階層	延べ面積	㎡		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事 業 所	自営防災組織		
			共同防災組織		
			そ の 他		
		消 防 本 部 ( 署 )			
		消 防 団			
		消 防 防 災 ヘリコプター			
		海 上 保 安 庁			
		自 衛 隊			
そ の 他					
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)



<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部長、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果(剤の種類、濃度等)
- ・ 被害の要因(人為的なもの)
  - 不審物(爆発物)の有無
  - 立てこもりの状況(爆弾、銃器、人物等)

第3号様式（救急・救助事故、武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故    2 救助事故    3 武力攻撃災害    4 緊急対処事態における災害												
発 生 場 所													
発 生 日 時 (知覚日時)	<table border="1"> <tr> <td>月 日 時 分 ( 月 日 時 分)</td> <td>知覚方法</td> </tr> </table>	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	知覚方法										
月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	知覚方法												
事故等の概要													
死 傷 者	<table border="1"> <tr> <td>死者（性別・年齢）</td> <td>負傷者等</td> <td>人（    人）</td> </tr> <tr> <td>計                    人</td> <td>重 症</td> <td>人（    人）</td> </tr> <tr> <td>不明                   人</td> <td>中 等 症</td> <td>人（    人）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽 症</td> <td>人（    人）</td> </tr> </table>	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（    人）	計                    人	重 症	人（    人）	不明                   人	中 等 症	人（    人）		軽 症	人（    人）
死者（性別・年齢）	負傷者等	人（    人）											
計                    人	重 症	人（    人）											
不明                   人	中 等 症	人（    人）											
	軽 症	人（    人）											
救助活動の要否													
要 救 護 者 数 ( 見 込 )	救 助 人 員												
消防・救急・救助 活 動 状 況													
災害対策本部等 の 設 置 状 況													
その他参考事項													

(注) 負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

## <災害即報>

### 4 第4号様式

#### (1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

#### ア 災害の概況

##### (ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

##### (イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

#### イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

#### ウ 応急対策の状況

##### (ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

##### (イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

##### (ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

消防庁受信者氏名  災害名 _____ (第 報)	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

災害の概要	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者	人	重症	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		うち 災害関連死者	人		半壊		棟	床下浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		一部 損壊	棟	未分類	棟
	119番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況									
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策									

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1）別紙

都道府県名（ ）

（避難指示等の発令状況）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		解除日時
	対象世帯数	対象人数	解除日時	対象世帯数	対象人数	解除日時	対象世帯数	対象人数	解除日時
	※	※		※	※		※	※	

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県				区 分			被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号	田	流出・埋没	ha	そ の 他	学 校	箇所		
		冠 水	ha			病 院	箇所	
	畑	流出・埋没	ha			道 路	箇所	
		冠 水	ha			橋 り ょ う	箇所	
報 告 者 名				学 校	箇所			
				病 院	箇所			
				道 路	箇所			
				橋 り ょ う	箇所			
				河 川	箇所			
				港 湾	箇所			
				砂 防	箇所			
				清 掃 施 設	箇所			
				が け 崩 れ	箇所			
				鉄 道 不 通	箇所			
				被 害 船 舶	隻			
				水 道	戸			
				電 話	回線			
				電 気	戸			
				ガ ス	戸			
				ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
				罹 災 世 帯 数	世帯			
				罹 災 者 数	人			
					件			
					件			
					件			
人 的 被 害	死 者	人		火 災 発 生				
	うち災害関連死者	人						
負 傷 者	重 症	人						
	軽 傷	人						
行 方 不 明 者	人							
	人							
全 壊	棟							
	世帯							
半 壊	棟							
	世帯							
一 部 破 損	棟							
	世帯							
床 上 浸 水	棟							
	世帯							
床 下 浸 水	棟							
	世帯							
公 共 建 物	棟							
	棟							
そ の 他	棟							
	棟							



区 分		被 害		災害対策本部等の設置状況	都道府県	計	団体	
公立文教施設	千円							災害救助法 適用市町村名
農林水産業施設	千円							
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
公共施設被害市町村数	千円							
そ の 他	農産被害	千円		災害救助法 適用市町村名	市町村			
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額	千円			119番通報件数		件		
被害の概況								
応 急 対 策 の 状 況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)						
	自衛隊の災害派遣						その他	

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。



## 1.3 村山市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 特殊標章の交付等（第5条－第9条）
- 第3章 身分証明書の交付等（第10条－第13条）
- 第4章 保管及び返納（第14条・第15条）
- 第5章 濫用の禁止等（第16条・第17条）
- 第6章 雑則（第18条・第19条）
- 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、村山市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

##### （定義及び様式）

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙に定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

##### （交付等の対象者）

第3条 市長は、武力攻撃事態等において国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付等を行うものとする。

- (1) 市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付等の手続)

第4条 市長は、前条第1号に掲げる者を、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(別記様式2)に登録するとともに、当該対象者に対し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第2号及び第3号に掲げる者を、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書(別記様式1)による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(別記様式2)に登録するとともに、当該対象者に対し特殊標章等を作成して交付する。

## 第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付等)

第5条 市長は、第3条第1号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項に規定する腕章及び帽章(以下「腕章等」という)を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号に掲げる者(前項に掲げる者を除く)並びに第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付等)

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付等する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という)を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項に規定する旗又は車両章(以下「旗等」という。)をあわせて交付等するものとする。

(訓練における使用)

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条第1号から第3号までに掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待つかないときと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長は必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(別記様式3)により速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

### 第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付等)

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項に規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付等した者に対し、身分証明書を交付等するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(別記様式4)により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明書の記載事項に異動があった場合も、同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者がその身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容にかんがみ市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

## 第4章 保管及び返納

### (保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

### (返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

## 第5章 濫用の禁止等

### (濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

### (周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付等する者に対し、当該交付等する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

## 第6章 雑則

### (雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 村山市における特殊標章等の交付等及び管理に関する事務は、総務課が行うものとする。

### 附 則

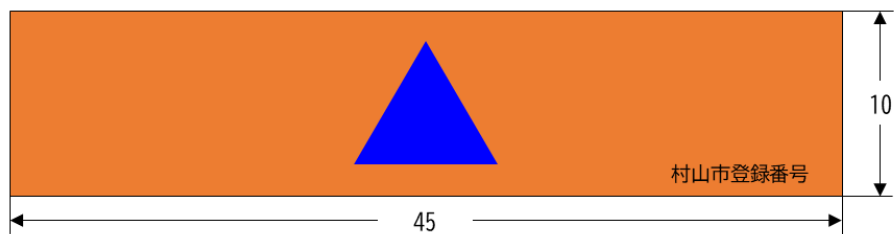
この要綱は、令和4年4月7日から施行する。

別紙（第2条関係）

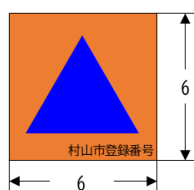
区分	表示			制式
	位置	形状	材質等	
腕章	左腕に表示	付図 A 1	合成樹脂	①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：村山市1）
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示	付図 A 2	ステッカー、ワッペン又は塗色	
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示	付図 B	プリント又は塗色	
車両等	車両の両側面及び後面に表示	付図 C 1	マグネット又は塗色	
	航空機の両側面に表示	付図 C 2	ステッカー又は塗色	

付図（第2条関係）

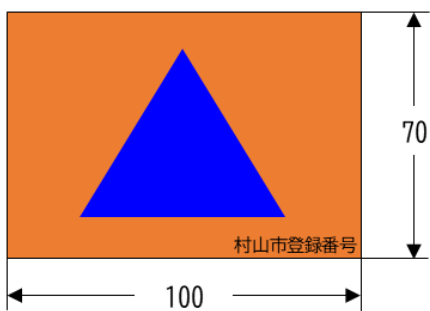
A 1：腕章



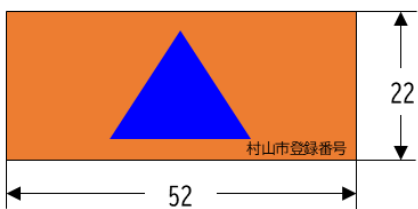
A 2：帽章



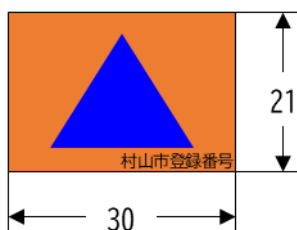
B：旗



C 1：車両等（大）



C 2：車両等（小）

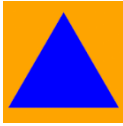
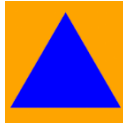


図示の長さの単位は「Cm」（センチメートル）



別図（第2条関係）

表面

	（この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白）	
身分証明書 IDNTITY CARD		
国民保護措置に係る職務を行う者 for civil defence personnel		
氏名/Name.....		
生年月日/Date of birth.....		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日の ジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国 際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によ って保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
.....		
.....		
交付等の年月日/Date of issue..... 証明書番号/No. of card..... 許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry.....		

裏面

身長/Height.....	眼の色/Eyes.....	頭髪の色/Hair.....
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information 血液型/Blood type..... ..... .....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

交 付  
 特殊標章等に係る 申請書  
 使用許可

年 月 日

村山市長 殿

私は、国民保護法第157条又は第158条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字) _____ (ローマ字) _____	生年月日（西暦） 年 月 日
申請者の連絡先 住所：〒 _____ _____ 電話番号： _____ E-mail： _____	
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">写 真</p> <p style="margin: 0;">縦4×横3cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)</p> </div>	
識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載） 身長： _____ cm      眼の色： _____ 頭髪の色： _____      血液型： _____（RH因子 _____）	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等  
 （標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載）

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

（許可権者使用欄）

資 格： \_\_\_\_\_

証明書番号： \_\_\_\_\_      交付等の年月日： \_\_\_\_\_

有効期間の満了日： \_\_\_\_\_

返 納 日： \_\_\_\_\_



別記様式3（第9条関係）

特殊標章再交付申請書

<p>村山市長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____（電話 _____）</p> <p style="text-align: center;">氏 名 _____ 印</p>	<p>年 月 日</p>
<p>1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号</p> <p>2 紛失（破損等）年月日</p> <p>3 紛失の状況（破損等の理由）</p> <p>4 その他必要な事項</p>	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式4（第12条関係）

身分証明書再交付申請書

<p>村山市長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____（電話 _____）</p> <p style="text-align: center;">氏 名 _____ 印</p>	<p>年 月 日</p>
<p>1 旧身分証明書番号</p> <p>2 理 由</p> <p>3 その他必要な事項</p>	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
- 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
- 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。



## 1.4 村山市消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 特殊標章の交付等（第5条－第9条）
- 第3章 身分証明書の交付等（第10条－第13条）
- 第4章 保管及び返納（第14条・第15条）
- 第5章 濫用の禁止等（第16条・第17条）
- 第6章 雑則（第18条・第19条）
- 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、村山市消防本部の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

##### （定義及び様式）

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙に定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

##### （交付等の対象者）

第3条 消防長は、武力攻撃事態等において国民保護法第16条の規定に基づき、消防長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付等を行うものとする。

- (1) 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付等の手続)

第4条 消防長は、前条第1号に掲げる者を、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(別記様式2)に登録するとともに、当該対象者に対し、特殊標章等を作成して交付する。

2 消防長は、前条第2号及び第3号に掲げる者を、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書(別記様式1)による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(別記様式2)に登録するとともに、当該対象者に対し特殊標章等を作成して交付する。

## 第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付等)

第5条 消防長は、第3条第1号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、消防長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項に規定する腕章及び帽章(以下「腕章等」という)を交付するものとする。

2 消防長は、第3条第1号に掲げる者(前項に掲げる者を除く)並びに第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付等)

第6条 消防長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付等する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という)を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項に規定する旗又は車両章(以下「旗等」という。)をあわせて交付等するものとする。

(訓練における使用)

第7条 消防長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条第1号から第3号までに掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 消防長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 消防長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、消防長は必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して返納を求めるものとする。



(特殊標章の再交付)

第9条 消防長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(別記様式3)により速やかに消防長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

### 第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付等)

第10条 消防長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項に規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

2 消防長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付等した者に対し、身分証明書を交付等するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(別記様式4)により速やかに消防長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明書の記載事項に異動があった場合も、同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により消防長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者がその身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により消防長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容にかんがみ消防長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

## 第4章 保管及び返納

### (保管)

第14条 消防長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

- 2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

### (返納)

第15条 消防長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

## 第5章 濫用の禁止等

### (濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

- 2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

### (周知)

第17条 消防長は、特殊標章等を交付等する者に対し、当該交付等する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

## 第6章 雑則

### (雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 村山市消防本部における特殊標章等の交付等及び管理に関する事務は、総務課が行うものとする。

### 附 則

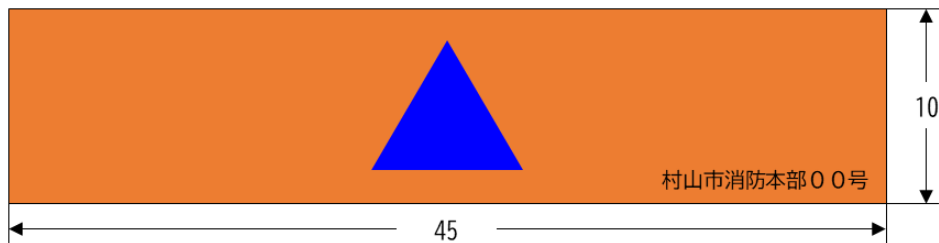
この要綱は、令和4年4月7日から施行する。

別紙（第2条関係）

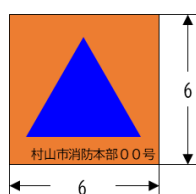
区分	表示			制式
	位置	形状	材質等	
腕章	左腕に表示	付図 A 1	合成樹脂	①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：村山市消防本部1）
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示	付図 A 2	ステッカー、ワッペン又は塗色	
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示	付図 B	プリント又は塗色	
車両等	車両の両側面及び後面に表示	付図 C 1	マグネット又は塗色	
	航空機の両側面に表示	付図 C 2	ステッカー又は塗色	

付図（第2条関係）

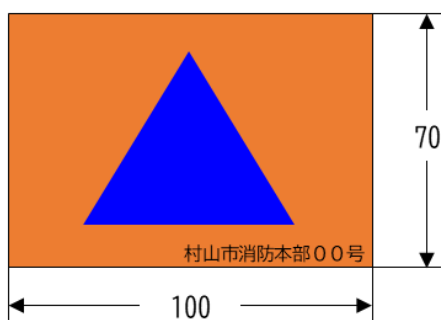
A 1：腕章



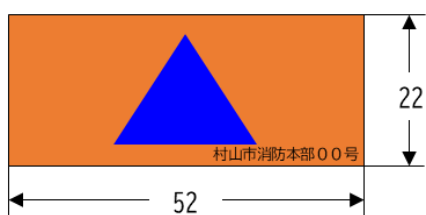
A 2：帽章



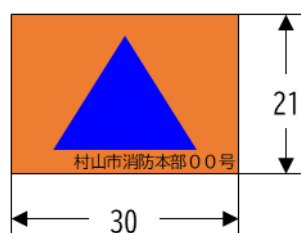
B：旗



C 1：車両等（大）



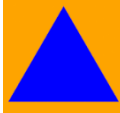

C 2：車両等（小）



図示の長さの単位は「Cm」（センチメートル）

別図（第2条関係）

表面

	<p>（この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白）</p> <p><b>身分証明書</b> IDNTITY CARD</p> <p><b>国民保護措置に係る職務を行う者</b> for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name_____</p> <p>生年月日/Date of birth_____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日の ジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国 際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によ って保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>交付等の年月日/Date of issue_____ 証明書番号/No. of card_____</p> <p>許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry_____</p>	
---	---	---

裏面

身長/Height_____	眼の色/Eyes_____	頭髪の色/Hair_____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information 血液型/Blood type_____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

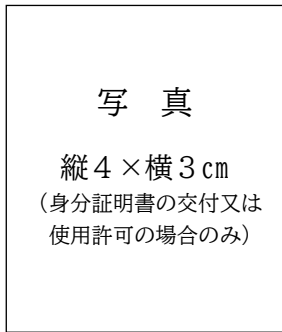
交 付  
特殊標章等に係る 申請書  
使用許可

年 月 日

村山市消防長 殿

私は、国民保護法第157条又は第158条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏 名：（漢 字） _____ （ローマ字） _____	生年月日（西暦） 年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒 _____ _____ 電話番号： _____ E-mail： _____	
識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載） 身 長： _____ cm      眼の色： _____ 頭髪の色： _____      血液型： _____（RH因子 _____）	



標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等  
 （標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載）

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

（許可権者使用欄）

資 格： \_\_\_\_\_

証明書番号： \_\_\_\_\_      交付等の年月日： \_\_\_\_\_

有効期間の満了日： \_\_\_\_\_

返 納 日： \_\_\_\_\_



別記様式3（第9条関係）

特殊標章再交付申請書

<p>村山市消防長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住所 _____（電話 _____）</p> <p style="text-align: center;">氏名 _____ 印</p>	<p>年 月 日</p>
<p>1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号</p> <p>2 紛失（破損等）年月日</p> <p>3 紛失の状況（破損等の理由）</p> <p>4 その他必要な事項</p>	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
 2 ※印の欄は、記入しないこと。



別記様式4（第12条関係）

身分証明書再交付申請書

村山市消防長 殿  申請者 住 所 _____（電話 _____）  氏 名 _____ 印	年    月    日
1 旧身分証明書番号 2 理 由 3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。  
 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。  
 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。  
 5 ※印の欄は、記入しないこと。



## 1 5 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

(平成17年8月2日赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ)

### 1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第157条及び第158条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第2項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

### 2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

#### (1) 交付等の対象者

- ・許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市の長。2(1)(②(ウ)を除く。)において同じ。)をいう。以下2において同じ。)は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

##### ① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関
- (イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第18条の医療関係者をいう。以下2において同じ。）
- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関
- (エ) (イ) (ア)から(ウ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者

##### ② 都道府県知事が交付等を行う対象者

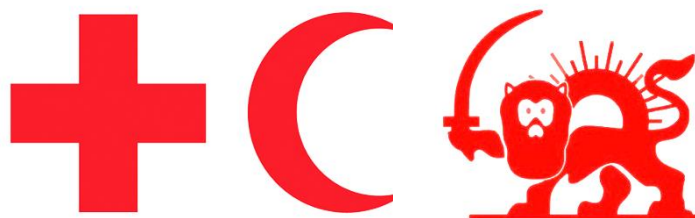
- (ア) 当該都道府県知事から国民保護法第85条第1項の医療の実施の要請、同条第2項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者
- (イ) 当該都道府県知事から国民保護法第80条第1項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者
- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定地方公共機関
- (エ) ①(ア)から(ウ)まで及び②(ア)から(ウ)までに定める対象者以外の当該都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市。(2)(ア)において同じ。)において医療を行う医療機関及び医療関係者
- (オ) (ア)から(エ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者

#### (2) 交付等の手続、方法等

- ・赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
  - (ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるための赤十字標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。

- (イ) 対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者（以下(イ)において「受託者」という。）及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。
  - ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
  - ・許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。
  - ・赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。
- (3) 赤十字標章等の様式等
- ① 赤十字等の標章
- ・我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。
  - ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章（以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。）は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
  - ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（CMYK値：C-0, M-100, Y-100, K-0、RGB値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

[図1]



- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から（特に空から）識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとする。ことが望ましい。

- ・赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 特殊信号

- ・対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。
- ・特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）（以下「第一追加議定書」という。）附属書Ⅰ第3章の規定によるものとする。

③ 身分証明書

- ・常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書Ⅰ第2条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。

(ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。

(イ) できる限り耐久性のあるものであること。

(ウ) 日本語及び英語で書かれていること。

(エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。

(オ) 所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーヴ諸条約（以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。）及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、救援を行う△△（医療機関）の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。

(カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。

(キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）

(ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。

(ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（ABO式及びRh式）が記載されていること。

- ・臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。

- ・常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。

(4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

- (イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。
  - (ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のために使用されていないなければならない。
- (5) 訓練及び啓発
- ・許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
  - ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。
- (6) 体制の整備等
- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
  - ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
  - ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
  - ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の中で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 平時における赤十字等の標章の使用等
- ・平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号。(7)において「赤十字標章法という。）の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
  - ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

### 3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

#### (1) 交付等の対象者

- ・許可権者（国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

#### ① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関

- ② 都道府県知事が交付等を行う対象者
- (ア) 当該都道府県の職員（③(ア)及び⑤(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
    - (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
    - (ロ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
    - (ハ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関
- ③ 警視總監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者
- (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
    - (イ) 当該警視總監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
    - (ロ) 当該警視總監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ④ 市町村長が交付等を行う対象者
- (ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、⑤(ア)及び⑥(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
    - (イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
    - (ロ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ⑤ 消防長が交付等を行う対象者
- (ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
    - (イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
    - (ロ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ⑥ 水防管理者が交付等を行う対象者
- (ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
    - (イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
    - (ロ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (2) 交付等の手続、方法等
- ・特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
    - (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
      - (イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。
      - (ロ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
    - ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待たないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
    - ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る

職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。

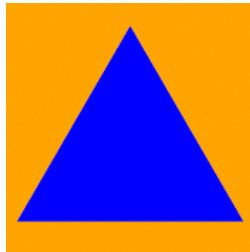
- ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

### (3) 特殊標章等の様式等

#### ① 特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
- (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
- (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
- (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK値：C-0, M-36, Y-100, K-0、RGB値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK値：C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

[図2]



- ・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

#### ② 身分証明書

- ・身分証明書は、第一追加議定書附属書I第15条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式4のとおりとする。
- (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
- (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
- (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
- (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
- (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、△△県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。



- (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
  - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
  - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
  - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（ＡＢＯ式及びＲh式）が記載されていること。
- (4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項
- ・ 何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
  - (ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
  - (イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。
  - (ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。
- (5) 訓練及び啓発
- ・ 許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。
  - ・ 国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。
- (6) 体制の整備等
- ・ 許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
  - ・ 許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
  - ・ 国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
  - ・ 国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 平時における特殊標章の使用
- ・ 平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

(別紙)

[様式1]

赤十字 標章等に係る 交付 申請書  
特殊 使用許可

令和 年 月 日

(許可権者) 様

私は、国民保護法第157条又は第158条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字) _____ (ローマ字) _____	生年月日(西暦) 年 月 日
申請者の連絡先 住所：〒 _____ _____	写 真  縦4×横3cm (身分証明書の交付 又は使用許可の 場合のみ)
電話番号： _____ E-mail： _____	
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身長： _____ cm 眼の色： _____ 頭髪の色： _____ 血液型： _____ (RH因子 _____)	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等  
(標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(許可権者使用欄)

資 格： \_\_\_\_\_

証明書番号： \_\_\_\_\_ 交付等の年月日： \_\_\_\_\_



有効期間の満了日： \_\_\_\_\_

返 納 日： \_\_\_\_\_



[様式3]

表面

	(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 臨時の		
PERMANENT For civilian medical personnel TEMPORARY		
氏名/Name .....		
生年月日/Date of birth .....		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		
.....		
交付等の年月日/Date of issue ..... 証明書番号/No. of card .....		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry .....		



裏面

身長/Height .....	眼の色/Eyes .....	頭髪の色/Hair .....
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information		
血液型/Blood type .....		
.....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

[様式4]

表面

	(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務を行う者 for civil defence personnel		
氏名/Name .....		
生年月日/Date of birth .....		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		
.....		
交付等の年月日/Date of issue ..... 証明書番号/No. of card .....		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry .....		

裏面

身長/Height .....	眼の色/Eyes .....	頭髪の色/Hair .....
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information		
血液型/Blood type .....		
.....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))



村山市国民保護計画

平成19年11月 作成

平成20年 3月 改訂

令和 4年 5月 改訂

村山市総務課 〒 995-8666  
村山市中央一丁目3番6号  
TEL 0237-55-2111  
FAX 0237-55-6443

---